

水戸地方裁判所委員会（第19回）議事概要

- 1 開催日時 平成24年6月18日（月）午後1時30分～午後3時30分
- 2 開催場所 水戸地方裁判所裁判員候補者待機室
- 3 テーマ 裁判員裁判の実際
- 4 出席者 （委員）
荒木雅也，小野邦夫，菅野博之，木村雅人，設楽清知，鈴木慶子，鈴木富美子，
関純子，根本信義，根本涉，平野辰男，柳久子，脇博人（敬称略）
（事務局）
中田康夫事務局長，石井利幸民事首席書記官，富澤誠刑事首席書記官，中園敬
事務局次長，長谷川浩一総務課長

5 議事

(1) 開会

(2) 新任委員の紹介

菅野委員（平成24年3月15日付け就任）及び脇委員（同年4月1日付け就任）

(3) 委員長の選出（互選）

菅野博之委員（水戸地方裁判所長）が委員長に選出された。

(4) 委員長代理の指名

委員長により委員長代理として根本涉委員（水戸地方裁判所判事）が指名された。

(5) オブザーバーの紹介

水戸地方検察庁山本保慶検察官

茨城県弁護士会茂手木克好弁護士

水戸地方裁判所刑事部君島直之判事補，同倉鋪卓徳判事補

(6) 裁判員裁判の実際についての説明等

① 裁判員裁判の法廷等の見学及び刑事手続等の説明

裁判員候補者待機室，質問手続室，評議室及び210号法廷（裁判員法廷）の順で見学し，根本涉委員（裁判所委員）及び君島判事補から刑事手続等について説明があった。

210号法廷では，山本検察官及び茂手木弁護士により冒頭陳述の模擬公判が行われた。

② 判事補による経験談

君島判事補及び倉鋪判事補，裁判員裁判を経験しての感想等についての説明があった。

(7) 裁判員裁判の実際についての意見交換

【発言者の表示 = ●：委員長，○：委員，△：裁判所委員，□：オブザーバー】

- 新任判事補のお二人から話を伺い，裁判員裁判は5件か4件だとかいう話でしたけれども，裁判官だけの裁判との違いについて簡単にお話を伺いたいなと思っています。

□ 倉舗からお答えさせていただきます。先ほどご質問にありましており、裁判官だけの裁判も当然裁判員裁判と並行して担当しております。その数でいいますと、私は裁判官の裁判が数としては少ないですが、今は3件担当しています。ただ、裁判員裁判と裁判官の裁判との違いといったところは、当事者の主張、立証の方法も、気の使い方というのですか、配る書類や証拠自体も、普通の裁判官の裁判だと当事者から事情聴取をして、まとめた供述調書といったものもそのまま出されるのですが、それを裁判員の方にも分かりやすいように、証拠のほうを見やすい形に整理したり、モニターや大モニターなどを使ったり、分かりやすく工夫はされています。あとは、裁判員裁判となりますと、裁判員の方の負担の関係もありますので、連日開廷を原則としております。例えば3日間連続して裁判の審理を行うということは、基本的に裁判官の裁判とはやっぱり違うところかなと感じております。裁判官の裁判の場合には、1か月後とか2週間後とか、期日がどうしても空いてしまうのですが、裁判員裁判の場合には連続してやってしまう関係もあって、より記憶が鮮明なうちに次の期日が入り、最後まで1回の機会にやってしまうことにより、より分かりやすいようには感じております。

● 君島さんもほかにありますか。

□ 公判審理の関係では、今倉舗さんに言っていたとおりなのですが、そのほか違うと感じるのは、裁判員裁判対象事件ですと必ず公判前整理手続というものに付される関係がありまして、それは法曹三者が集まって、争点とか証拠の整理をする手続です。それを事前に何回か重ねた上で公判手続に移るという関係で、比較的公判審理自体は数日、3日とか4日のうちに終わるのですが、事件に携わっている期間というのは必然的に長くなりますので、もちろん裁判官だけの裁判の事件についてあまり愛着がないということではないのですが、裁判員対象事件のほうがより自分の事件だなというのを肌で感じるといいますか、長い期間をかけて公判整理までいくので、そういった面で自分の事件に対する思いというのが少しだけ変わってくるかなというところがあるというのが私の感想です。

● 裁判員裁判では、要するに分かりやすさ、それから裁判員の負担ということも非常に配慮をしているということです。裁判官だけの裁判は普通にやられてしまうということと、もう一つ、裁判員裁判は期間がございまして、そこが違います。

○ 労力は相当大変ですか。

□ まだ裁判官裁判自体、私もまだ慣れているわけではないので、裁判官裁判もそれなりに大変ではあります。その大変さの質が違うといえますか、裁判員裁判の関係は、先ほど委員長からもお話があったとおりタイトなスケジュールでやっていて、判決までそのタイトなスケジュールの中でやっていく関係で、審理を終えて、評議、審理を振り返って、この事件はどうだねという話をする、そうした自分たちの結論が出た後に、判決を書く時間が相当に短い関係もありまして、裁判官だけの裁判よりはそういった面で慌ただしいといえますか、そういった点では大変です。ただ、逆に記憶が新鮮なうちに裁判員の方等の意見を踏まえて、そ

れを判決にどう表現するかということだけ乗り切ってしまうと事件自体はすぐ終了してしまうので、最大瞬間風速といいますか、そういった大変さがあるだけで、立証も先ほど申し上げたとおり分かりやすくされているので、法壇の上で座って当事者の立証活動を見ていれば、事件の内容が基本的に全てその場で分かるということになっていて、審理の内容自体は裁判員裁判のほうが分かりやすいので、楽と言うとちょっと語弊があるかもしれませんが・・・、楽です。

● 判決を書く前、睡眠時間はとれるのですか。

□ 幸いまだ徹夜をしたことはなく、評議でも判決に書きたいという、これまで量刑で重視すべき事実については、こうですよ、ああですよ、いやそれは違うのではないかという意見を踏まえて、私たちの結論は最終的に判決に載りますけれども、判決でどういったことを重視するかというのは、皆さんがどういったことを重視するかにかかっています。その上で、皆さんはどういったことを重視しますかなどとかみ砕いた議論をしますので、裁判官だけの裁判では、当然の前提として承諾されている部分についても、はっきり言葉として、話し合いとして行う関係もありますので、判決を書くのにすごく苦しんだということはまだ自分ではないつもりでいます。

○ 一般の裁判の場合には、裁判官というのは何人なのですか。

□ 一般の裁判官の裁判に関しましては、基本的には1人でやるもの、あるいは3人でやるもの、裁判長がいて、右陪席、左陪席がいて、私たちは一番若手なので左陪席という立場になります。その先輩で右陪席という裁判官がおりまして、真ん中に裁判長が座ります。合議体、3人の合議体などと呼んでいますが、3人でやる場合と、比較的軽い罪ですとか事案が単純なものについては1人で裁判を行うものがあります。

○ 先ほど倉舗さんのお話の中にありましたが、裁判員の方から被告人の方に質問があつて、涙するという場面があつたということですが、ここで裁判員の方と被告人の方、それから被告人の家族の方、気持ちが通じてしまいます。今まで担当されているものは事実関係に争いはないものだというのですが、事実関係に争いがあつたり微妙なものと、裁判員の方と被告人の間に気持ちが通じますと、例えば量刑とか、結果に微妙な影響を与えるというような心配を論議されたことはあるのでしょうか。

□ 裁判員が法廷でそういういろんな訴訟活動を見て、裁判員が感じたりすることがあり、それが判決に影響するというのは、それはそれでいいのだらうと思うのです。そのために市民による裁判員がわざわざ法廷に来てもらっていますので、それが全く反映されないようなものであれば、わざわざ来てもらう意味がないだらうというふうに考えています。ただ、ご懸念されるとすれば、そこで何か気持ちが通じ合うことによって、何か事実認定がゆがめられてしまうのではないかとか、この人と通じたからやっていないのだとか、そういうあまり合理的ではないような判断がされるようなことがあれば、それは問題だらうとは思いますが、恐らくそういうことについては、その裁判員、裁判官が話し合っていく中で当然に淘汰され、

それ自体が多数派になってそういう結論になるということは普通ないだろうと考えております。ですから、そこはあまり心配される必要はないのかなと思いますし、裁判員の方も自分の感情がどういう影響を与えるのかということについては、やはり自覚しているといえますか、自制しているといえますか、感情だけでひたすら突っ走るといような方は今まであまりお目にかかったことはありません。どちらかといえば皆さん悩みながら、自分がどんな思いになっている、これに対してそれを裁判の場でどう表していけばいいのかといったようなことを、それぞれ話し合っ決めていくというのが今までの実像だろうと思います。そういう意味では、感情が入ること自体は、これはまさにそのための裁判員裁判なのだろうと思います。

○ 大体40人ぐらい普通の方がいらっしゃると、1人ぐらいクレーマーだったり、ちょっと変わった性格の方とかがいらっしゃって、そうするとそういう方が比較的場を壊すといえますか、なかなかまとまらないものをつくり上げていってしまうのではないかと思いますので、その辺りうまく裁判員の中で性格的に適さないような方をはじいていらっしゃるのでしょうか。今まであまり困った方に会ったことがないとおっしゃいましたけど、一般の方々をお相手していますと、大体そのぐらいの頻度でそういう方に出会うものですから、そういう方が1人お入りになるとその裁判員裁判というのは大変になるのではと思うのですが、その辺りいかがでしょうか。

△ それは、我々も本当に心配していたことです。裁判官が普通市民と話しをするというと、大体当事者で、当事者の方はいろいろな事件を自分で抱えていることもありますので、普段は普通にお話しできる方であっても、事件で来るとなかなか話が通じないというような方が比較的多いです。だから、そういうのを念頭に置いて、裁判員裁判でこういう方が多くなってしまうと、議論にそもそもなるのかなと、いろんな心配をしないではなかったのですけれども、実際やってみますと、今まで何度も私も申し上げてきましたが、非常に話としては冷静に、かつ熱心にされていただいているというのが、別に嘘も偽りもなく、本当の実情ということになります。それについて、何かはじいておられるのかというご質問ですが、少なくとも裁判所がはじいているということとはございません。裁判所としてははじきたくてもはじきようがないというところもあり、これは純粹に抽選で行っています。1つには、検察官、弁護人が、特に理由を明らかにしないで、この人は裁判員から外してくださいという不選任の請求が、法律でできることになっております。普通の事件ですと裁判員6名、補充裁判員2名という、これが普通の構成になるのですが、そういう場合には、検察官が5名、弁護人が5名、この数までは特に理由を示さずに、選任から外してくださいという請求ができることになっております。したがって、検察官、弁護人が、これはどういう判断でやられているのか聞いてみなければ結構分からないというところがあるのですが、そういう不選任権の行使によって、そのような議論に適さないという人がいるかどうかは分かりませんが、そういうことが結果的に生きていっているところもあるのかなと、これは私の推測ですけれど

ども、そういうところがあります。さらにもう一つには、本当に適さないような人は多分裁判所へ来ないのだらうと思います。出頭義務がありますから、来ない場合には過料などの制裁がありますが、実際に来られない方というのは一定数おられます。こういう方については、来られない以上は実際それ以上やりようもないということもありますので、そのような方が自ら正当な理由なく辞退してしまう場合はあるのかなという感じはしております。特にはじくということは、これは法制度上はやりようがありませんし、実際そういうこともやっていません。

● いかがですか、今の点について、検察官、弁護人からは特にございませんか。

□ 理由なし不選任で外すときはあります。ただ、根本（渉）委員が今おっしゃったように、そもそもあまり来ないだらうなという気もしています。私は弁護士ですので、社会にいろいろな人がいるのは分かっていますが、裁判員で来られる方はやっぱり基本的にまじめな方が多いです。裁判員で呼び出して、何か変な人は恐らく裁判所へ行きたくないと思うのです。だから、基本的にはそこで大体外されていて、個別で質問することもあります。それで本当にまずいときは外していますので、そういう方は少ないです。私が外すときもありますし、検事さんが外すときもあります。理由なし不選任の話をしました。理由があつて外す人も結構います。当然いろんな理由があつて、それに結構ひっかかる部分があつて、そこで裁判所が外すこともありますし、あうんの呼吸というのがあります。

○ 先ほどの模擬裁判のところで、特に検察官のほうの冒頭陳述で、かなり分かりやすい表記がありました。30年ぐらい前の検察官の冒頭陳述ですと、かなり形式的な表現を多用して、一般の方には分かりづらい部分がありましたが、分かりやすくするということの難しさというか、新聞の表記もそうですが、分かりやすくすることは、言い換えたりします。意味合い、ニュアンスが微妙に異なるというところで、新聞の場合、読者にちゃんと伝わるかどうかという心配も出てきます。裁判の場合はやっぱり法律的な判断に絡んできますので、分かりやすくということと事実とに則するということが、この辺りのバランスといたしまして、関係性をどういうふうにとってきているのか、それもちよつと論議をしておくことがあれば、お聞かせ願えればと思います。

● 分かりやすい表記と出ましたが、山本検察官は、どうのご苦労があるのでしょうか。

□ お褒めいただいたのだとすれば、ありがとうございます。私は検事になって14年目ぐらいなのですが、当然入ったときにはまだ裁判員裁判のサの字もないわけで、最初は普通の裁判官向けの裁判をやっておりました。当時は、根本（渉）委員と私のような関係で教わった裁判官の中には、例えば格調の高さみたいな、やはりそういう儀礼的な場でもあるので、分かりやすい分かりにくい云々は置くとして、そういうものもあつていいというか、あるべきなのではないかと。それがもしかして分かりにくい表現かもしれないけれども、いろんなものを慮って一番適当な言葉、最適な言葉を言うべきではないかというのは私もあつて、それにはそれなりの理由があると思ひまして、そういう性質は私も嫌いではないものですから。

いかんせんもう市民の方が普通に入ってくるということですので、できる限り分かりやすい、良い言葉、表現を使ってやっていきたいとは思っております。確かに法律用語の部分については、ある一定部分についてはもう言い換えしようがないというか、法律的概念で決まってしまうと、それを言い換えてしまうと、場合によっては誤解を招く表現というのは確かにあり得るのです。そこら辺につきましては、あうんの呼吸ではありませんが、あまり逸脱したような、本当に話し言葉のようなどころまではしないまでも、大体ここまでは大丈夫だよねというものが、裁判員裁判も始まって、あるいはその前の模擬裁判から始まって、結構な年数たっていますけど、そこら辺を拾って再現するようにはしています。また、今回はあまり部内でもんできたわけではありませんが、実際に本当の事件でやる時には、多かれ少なかれ部内でもんでから持っていきます。ですので、分かりにくい表現とか、あるいはこういうふうに言ったほうがいいのではないかというものがあれば、そこでできるだけその意見を拾った上で反映させるようにはしております。ですので、もし本当の事件で分かりやすいということがあるとすれば、そういう部分もあるかもしれません。お答えになっていますでしょうか。

● どうもありがとうございます。

○ 私はずっと思い込みで、裁判員裁判に携わる裁判官の方は、根本（渉）委員のようなすべていろいろ経験された方がそこに携わっているのかと今日まで思っていたら、初めて経験した裁判が裁判員裁判ですという方も入っていらっしゃるということで、非常に驚きました。というのは、恐らく素人の考えなので、間違っているかもしれませんが、ロースクールで勉強してきた中と、やっぱりそこに素人が入ってくるとなると、流れとかも全く違うということはないかもしれませんが、先ほど皆さん紳士的に参加しているし、前向きな気持ちで一般の国民の側も参加しているということだったのですけれども、その差というのはあまり関係ないのですか。ベテランの裁判官と新しい方が入る、量刑がどうこうということではなくて、そこにかかるエネルギーみたいなものに特に違いはないのでしょうか。

△ 彼は左陪席という立場で入りますので、これは当然裁判官3名のうちの1人ということになるわけです。裁判長は、それなりの経験のある人間が入りますし、右陪席裁判官というのが中堅どころで、ある程度は経験を積んでいる人が入ります。そういう中で、左陪席裁判官というのは経験を積んでいきます。これは裁判員裁判に限らず、裁判が始まったときからずっとそういうことをやってきていることになりますので、一つの育成システムとして、そういう仕事の中で色々事件を覚えていくことになっております。したがって、裁判長としては、左陪席ができれば楽ですが、できない左陪席が来て当然という前提で仕事はそもそもやろうと、そういう構えには初めからなっております。特に慣れない左陪席が入っていることは大変ですが、左陪席ができてくると非常に楽になります。そういう意味では、君島裁判官、今年の1月から入ってしまして、最初はあんな偉そうなことを言っていますが、本当に何をやっていいか、右を見ていいか、左を見ていいかわからない状態です。

ちらでそれなりに形にしていかなければならないというところでは、かなり大変な面はあるのですが、もう今ぐらいになるとかなり彼もやる事が分かってきている状況になっているので、私としては楽になっていると思います。ですので、その慣れていない左陪席がいるというのは、これはもう初めから裁判長、右陪席、左陪席、こういう構成をとっている以上は、そういうものなんだということで裁判所は考えておりますので、それゆえに何か大変だとか、そういう意識はあまりないのかなと思います。

○ ありがとうございます。裁判員制度はこれからどんどん進化していくものだと思いますが、ロースクールのときに、もし何かカリキュラムをこれから考えるとして、こういうプラスの学習があったら、もう少し大先輩にあまりお手を煩わせずに、すっと入っていけるというものはあったでしょうか。

□ 倉舗のほうから、お答えになるか分かりませんが、答えさせていただきます。私は東北大学というところの大学院を出ているのですが、そこでも希望者に参加が許されていた模擬裁判という科目がありました。どうしても司法試験にとりあえず受からないと、これからどうこうということにもならないので、やはり司法試験の勉強がちょっと中心になってしまいましたが、実際周りの人間の司法試験勉強でも、いかに点数がとれる答案を書くかということにちょっと主眼が置かれがちかとは思っています。実際に裁判官になってみて、あるいは修習中にもこういうことをやっておけば良かったなというのは、模擬裁判などを通じて、先輩方がなぜこういうことをやるのか、なぜここでこういう質問が出たのか、あるいはこういう日程の調整をしたのかということも含めて、実際の裁判実務がどうなっているかというのをもうちょっと意識して見ておかないと思います。実際の裁判実務も司法試験で聞かれるような知識を前提として運用されているのですが、その応用に全然ついていけない部分がこの半年間ですごく苦しんだ部分です。もうちょっと模擬裁判、更に事件をつくっていくというのですか、最初の打ち合わせから始まって、先ほど君島裁判官からも少しお話があったとおり、公判前整理手続という打ち合わせをもっともっと進めていって、最終的な認定を決め、裁判員裁判をやるということです。裁判官だけの裁判もそうなのですが、運用に関してもう少し実践的な勉強ができたらいいかなとは思っているのですが、学生をやっている後輩とか見ていると、やはり司法試験の勉強が大事だというのがあり、なかなか難しいのかなと思いつつ、そういうことがあるとすごい有利だなとは思っています。

● ご質問でもアドバイスでも、耳の痛い話でも何でも結構ですので、皆さんいかがですか。

○ この5月に裁判員制度が始まって3年目ということで、新聞や何かでいろいろな制度的な見直しに入るということを聞いていて、何か非常に難しいお話だったように、私にはほど遠いような感じがいたしましたけれども、今日は良い経験とか、それから若い裁判官の方が非常にご苦労いただいてやっているというのを本当に感じられまして、ありがたい機会だなと思っております。それで、非常に評議をまとめていくというのは大変ご苦労があることです。先ほどクレマー的な方がもしいたらどうなるのでしょうかというような問題提起もあった

ようでしたけれども、法律的な考え方とかいうのは勉強されていて、はっきり裁判員の方たちにもアドバイスできると思うのですけれども、やはり社会経験から生まれてくるような感情的なものなども裁判員の方はいろいろお持ちだと思うのですが、その辺の法律的なものとか感情的なものとの折り合いをつけていくことはどういう感じになっているのかなど、素朴な疑問があります。それから、かなりタイトなスケジュールで最後の判決までいくようですが、その期間に若い裁判員の方たちが、かなりベテランの方もいらっしゃいますけれども、アドバイスをを受けたり、相談をしたりするのかどうなのか、全くこれは任されて、制度的にほかの先輩裁判員のアドバイスを全くもらってはいけないのか、その辺も教えていただければ、またいろんなことを考えるのに役に立つと思うのですが、いかがでしょうか。

□ これ最初に申し上げるべきだったかもしれません。皆さんにとってはもしかしたら意外なことかもしれませんが、裁判官が3人入り、裁判員が6名入るのですけれども、私たち左陪席がその事件を担当する主任の裁判官になっております。まだ入って1か月、2か月のころに1件目をやったときも私が主任裁判官として、先ほど質問にもありましておおり裁判長や右陪席という先輩、かなり自分よりは何年もやっている方のアドバイスは当然受けながら、あるいは時にはお叱りなども受けながら事件を進行させていく、あるいは判決を書いていきます。判決に関しましては、審理と一緒に受けた6名の裁判員の方の意見をもろろ反映させますので、一方的に裁判官だけで書くというわけではなく、9名で話し合ったときのその内容を書いて、それをより良く9名の意見が反映される文書になっているかという観点からはお叱りを受けるのですけれども、こうしよう、ああしようという指示的なことはあまりされていないところです。あと、先ほどクレーマーみたいな人はいないのかということについて一言だけ申し上げますけれども、確かにちょっと極端な意見をぱっと述べられる方もいないではなかったのですけれども、そういった方とほかの裁判員の方とが議論をされると、やはり落ちつくべきところに結構落ちついて、裁判官がわざわざ、いやいや、そんなことないでしょうということを申し上げたことはこの4件の中ではありません。先輩裁判官の話聞いても、そんなことは基本的にはないと伺っております。評議の秘密に関係するので具体的なことは言えませんが、ぼろぼろ涙を流して反省している被告人に対して、「あれだけ反省しているのだからもう執行猶予でいいじゃないか。」というふうにおっしゃった方がおられて、ただそれでも結局、やっぱりあれだけことをしたのだったら仕方がないのではないかとということで、結局裁判員同士の話し合いの中で一定の枠の中におさまり、ずっと最後まで自分はこうだというふうに言い張っている方を私はまだ見たことがありません。

○ 今日はありがとうございました。実は、私は裁判員裁判はうまくいかないのではないかと初めのうちは思っていたのですが、今日実例を見せていただいて、なかなか実は良い制度なんじゃないかなと気持ちが変わってきたところです。それで、今回は自分が裁判員だったらというような視点で模擬裁判や、いろんな手続を見せていただいたのですが、少し分りにくかったと思うことがありました。例えば審理日程という表をいただきましたけれども、そ

の中で証人の尋問が弁20分、検15分、裁10分というような表記がされています。それで、この裁と書いてあるところが裁判員も質問していいよという場所なのだろうと思うのですけれども、その辺りのところ、疑問点をここで聞いてくださいというような、具体的に裁判員としての関与する部分、もちろんずっと関与しますが、能動的に関与しなければならない部分というのを流れの中で言うておいていただくと、こここのところで自分は発言するんだなみたいな心づもりができるかなというふうに感じました。あとは、非常に分かりやすかったのではないかなと思います。こういうふうに説明してもらえたら、普通のインテリジェンスのある人間であればちゃんと一員としてやっていけるのかなと、ちょっと見方が変わりました。今日はありがとうございます。

- 先ほど根本（渉）委員も言っていましたが、ペーパーを渡すと、こういうふうになってしまいますので、渡すものは非常に少なくしています。ある程度口頭で、要するに何をやる、こうする、こういうふうになるということを、大分補充しているのではないかと、そんな気がしております。貴重なご指摘ありがとうございます。

□ ぜひ最初に説明させていただきます。流れの一番最初のところで、ここで皆さんが聞けるという話は、これはぜひさせていただきたいと思います。

- ちょっと細かいことなのですが、法廷の時計がすごく気になったのですけれども、法廷の時計というのは、誰が見るのですか。とりあえず置いておくのですか。とりあえず置いておくのであれば、すごくデザイン的に合っていると思うのですけれども、もしも時間を確認するというのであればちょっと見づらいかないと私は思いました。インテリアにぼっこり入ってしまっているのです。こういうシンプルなほうが見やすいかなと思ったのですが、もし時間をこちらの裁判員の方が見る可能性があるのだとしたら、それはただ何かのときのためにあるのですという、インテリアですという言い方を裁判員の方にすべきかなと思います。

- 考えてみます。

- 私も30数年前は、法廷の記者として毎週何回か傍聴していたりしていたのですけれども、今日の模擬法廷を見させていただいて、画期的に変わったという感じがいたします。とにかく刑事も民事もそうですが、分かりづらい言葉の羅列で、ニュースでどうやって分かりやすく一般の人に分かるようにやるかと、いつもデスクから怒られていましたけれども、当事者である検察官と弁護士が同じようなことを今は裁判員裁判でやっているのだなというふうに思いました。それで、取材するほうも大分楽になったと思いますけれども、モニターとか、ああいうものが管理されて、その説明の仕方ただ言葉だけではなくて、視覚的なものも生かしてやるというのは、非常に裁判が近くなったというか、そういう感じがいたしました。何といても、判事補の方のお話にもありましたけれども、裁判員裁判はみんなやりたがらないだろうなと、そしてやっても嫌がるだろうなというふうに私なども思っていたのですが、実際アンケートの結果を見ると、やった人はみんなよかったと言う人が圧倒的に多いということから、この制度に踏み切ってやっぱり良かったのかなと感じています。いろいろ判決の

幅が出てきたとか報道されていますけれども、それもかえって良いことではないかというふうに思います。あまりにもこれまで法廷の中がちょっと一般の感覚からずれているところがあるように私も取材をしながら昔思っていましたので、一般の庶民感情といいますか、常識というか、一般の感覚に裁判が少し近づいてきているなという感じがいたしました。ちょっと感想だけ述べさせていただきました。

6 次回期日等

(1) 平成24年11月19日(月)午後1時30分

(2) 次回意見交換テーマ

ア 利用しやすい裁判所

イ その他